

指定学校・区域外就学変更許可基準

事由	承認期間	必要書類
(1) 特別支援学級への入級を必要とし、指定校にその設置がない場合	入級期間中	
(2) 心身に障害等があり、指定学校への就学が困難と認められる場合	必要と認める期間	
(3) 最終学年に在籍している児童生徒が指定学校区外に転居し、転居後も継続して在籍していた学校へ就学を希望する場合	卒業まで	
(4) 上記(3)に該当する児童生徒の弟妹を同じ学校へ就学させることを希望する場合	兄弟が卒業するまで	
(5) 住宅の新築、購入、賃借等により、住所の異動が確定していて、学年または学期当初から転入住所地の指定校へ就学を希望する場合	学年または学期当初から転入までの期間 (原則6ヶ月以内)	建築確認書、売買契約書、賃貸契約書等転居先住所地を証明できる書類の写し
(6) 学期途中で指定学校区外へ転居し、転居後も継続して在籍していた学校へ就学を希望する場合	当該学期末まで(学年の残り期間が6ヶ月以内である場合は学年末まで)	
(7) 現在入居している住宅の建て替え等のため、一時的に指定学区外へ転居するが、完成後再入居する場合	住所変更した日から建築終了までの期間 (原則6ヶ月以内)	建築確認書、工事請負契約書等の住宅建築を確認できる書類の写し
(8) 住宅購入にかかる融資手続きの事情で、児童生徒の住所と実際の居住地が一致しなくなった場合	住所変更した日から入居までの期間(原則6ヶ月以内)	建築確認書、売買契約書等の写し
(9) いじめや不登校等、学校生活の状況から指定学校への就学が困難と認められる場合	必要と認める期間	
(10) 上記のほか、特別な事情があり、教育長が特に必要と認めた場合		教育長が指示した書類

いずれの場合も通学に支障のない範囲とし、通学に関しては保護者の責任とする。